

建物修繕引当資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）の有する建物修繕引当資産に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、建物修繕引当資産を設けることができる。

2 建物修繕引当資産は、この法人が所有する建物等を修繕するための基金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に規定する特定の財産の修繕に充てるために保有する基金とする。

(積立)

第3条 建物修繕引当資産に積立を行うときは、理事会の決議を受けなければならない。

(積立限度額)

第4条 建物修繕引当資産の積立限度額は、この基金の目的である建物の修繕に必要な最低額として合理的に算定されているものと理事会の承認を得た額とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、公益目的資産の修繕に要する金額として受領した費用見積額とする。

(運用)

第5条 建物修繕引当資産の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債及び政府保証債
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

2 建物修繕引当資産は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 建物修繕引当資産から生ずる運用益については、公益目的事業に使用し、または当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第7条 建物修繕引当資産は、この法人の建物等を修繕する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 建物修繕引当資産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

- 一 建物修繕引当資産の目的の支出がなされた場合 資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- 二 各事業年度終了の時に次年度以降の修繕に必要な最低額として見込んだ額が建物修繕引当資産の現在高を下回る場合 当該事業年度終了の時点における資金の額のうちその下回る部分の額
- 三 正当な理由がないのに建物修繕引当資産の目的である修繕を行わない事実があった場合 その事実があった日における資金の全部

3 第1項の規定にかかわらず、この法人の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、建物修繕引当資産の全部または一部を取り崩すことができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日にこの法人の有していた減価償却引当資産及び日本PTA会館維持管理基金の一部は、施行日において、これを取崩し、建物修繕引当資産に組み入れることとする。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年6月21日から施行する。
- 5 この規程は、令和6年2月14日から施行する。